

沖縄等米軍基地問題議員懇談会 第1回勉強会

稲嶺進名護市長からの報告

参議院議員会館 1階講堂

2014.2.13 18:00～

1. 開 会

2. 司 会

議員懇談会 水岡俊一事務局長

3. 主催あいさつ

議員懇談会 近藤昭一会長

4. 質問主意書等の報告

議員懇談会 糸数慶子副会長

5. 名護市長からの報告

稲嶺 進 市長

6. 質 疑

7. 集 約

8. 閉 会

辺野古新基地建設に係る個別法、条例に基づく名護市長の許認可権限等に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

平成二十六年一月三十日

提出者 照屋寛徳

衆議院議長 伊吹文明 殿

辺野古新基地建設に係る個別法、条例に基づく名護市長の許認可権限等に関する質問主意書

二〇一四年一月十九日実施の名護市長選挙の最大の争点は、間違いなく米軍普天間飛行場の辺野古移設（実態は、現在の普天間飛行場の機能を大幅に超える新基地建設）の是非にあった。その名護市長選挙で、「辺野古の海にも陸にも新しい基地は造らせない」との公約を掲げ、新基地建設「断固反対」を訴えた現職・稲嶺進市長が、「積極推進」の自民党推薦新人候補に四、一五五票の大差をつけ、再選を果たしたのである。

右市長選挙で示された名護市民及び沖縄県民の民意は、辺野古新基地建設を拒否するとの強い意志表明である。にもかかわらず、防衛省沖縄防衛局は、稲嶺市長再選からわずか二日後に、辺野古新基地建設工事関連事業の受注業者を募る入札公告に踏み切った。民意封殺の手続き強行は、民主主義の冒涇以外の何ものでもない。必ずや阻止されるであろう。

現に、稲嶺市長は、当選翌日の記者会見で、普天間飛行場の辺野古移設を阻止するため、個別法や名護市条例などに基づく市長の許認可権限等を行使し、日米両政府が強行姿勢を崩さない新基地建設工事に対して合法的に抵抗する方針を明確に示している。

私は、先の名護市長選挙で稲嶺市長を推薦し、その当選に向けて全力を尽くした者として、また、沖縄県選出国會議員として、稲嶺市長の対処方針と決意を全面的に支持するものである。

以下、質問する。

一．日米両政府が押し進める普天間飛行場の辺野古移設関連事業に関し、下記に列挙するような個別法に基づく名護市長の許認可権限が及ぶ事項、あるいは国の機関（事業実施主体たる防衛省沖縄防衛局）との協議が必要な事項があるものと承知している。

1. MV 2 2 オスプレイなどの軍用機を運用するために不可欠な燃料タンク設置にあたり、消防法（昭和二十三年七月二十四日法律第八十六号）に基づく名護市長の許可が必要だと思料するが、政府の見解を示されたい。その際、根拠条文及び当該行政手続きが地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）に定める「自治事務」「法定受託事務」のいずれに該当するかについても明らかにされたい。

2. キャンプ・シュワブ内への上水道敷設にあたり、水道事業者たる名護市長の承認が必要だと思料するが、政府の見解を示されたい。その際、根拠条文及び当該行政手続きが地方自治法に定める「自治事務」「法定受託事務」のいずれに該当するかについても明らかにされたい。

3. キャンプ・シュワブ内に工事資材等を搬入するにあたり、名護市道を使用する場合、道路法（昭和二十七年六月十日法律第八十号）に基づき、道路管理者たる市長の道路占用許可が必要だと思料するが、政府の見解を示されたい。その際、根拠条文及び当該行政手続きが地方自治法に定める「自治事務」「法定受託事務」のいずれに該当するかについても明らかにされたい。

4. 普天間飛行場の辺野古移設関連事業に伴い、辺野古漁港付近の護岸や防波堤など国庫補助金で造られた建造物をかさ上げ、破砕する場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年八月二十七日法律第七十九号）に基づき、名護市長が「財産処分承認申請書」を所管の国務大臣宛に提出しなければ、以後の手続きは進められないものと思料するが、政府の見解を示されたい。その際、根拠条文及び当該行政手続きが地方自治法に定める「自治事務」「法定受託事務」のいずれに該当するかについても明らかにされたい。

5. 普天間飛行場の辺野古移設関連事業に関し、作業ヤード造成のためにキャンプ・シュワブと辺野古漁港の間の砂浜を使用する場合、漁港漁場整備法（昭和二十五年五月二日法律第三十七号）に基づき、名護市長と事業者との間で協議が必要であり、市長の同意なくして使用できないものと思料するが、政府の見解を示されたい。その際、根拠条文及び当該行政手続きが地方自治法に定める「自治事務」「法定受託事務」のいずれに該当するかについても明らかにされたい。

6. キャンプ・シュワブ内での開発行為に伴う埋蔵文化財の保存にあたっては、文化財保護法（昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号）に基づき、発掘調査の実施権限は名護市教育委員会にあるものと思料するが、政府の見解を示されたい。その際、根拠条文及び当該行政手続きが地方自治法に定める「自治事務」「法定受託事務」のいずれに該当するかについても明らかにされたい。

7. 普天間飛行場の辺野古移設関連事業に伴い、キャンプ・シュワブ内の名護市有地からの土砂採取には、地方自治法に基づき、公有財産たる市有地の管理権限を有する名護市長の許可が必要だと思料するが、政府の見解を示されたい。その際、根拠条文及び当該行政手続きが同法に定める「自治事務」「法定受託事務」のいずれに該当するかについても明らかにされたい。

8. 政府が、上記項目1～7以外にも個別法に基づく名護市長の許認可権限が及ぶ事項、あるいは国の機関（事業実施主体たる防衛省沖縄防衛局）との協議が必要な事項があるとの見解であれば、その全てについて法律名及び根拠条文を明示した上で列挙されたい。その際、当該行政手続きが地方自治法に定める「自治事務」「法定受託事務」のいずれに該当するかについても明らかにされたい。

二. 日米両政府が押し進める普天間飛行場の辺野古移設関連事業に関し、下記のような名護市条例に基づく国の機関（事業実施主体たる防衛省沖縄防衛局）との協議が必要な事項があるものと承知している。

1. 普天間飛行場の辺野古移設関連事業に伴う河川の付け替え工事を実施するにあたり、名護市法定外公共物管理条例（平成二十四年九月二十五日条例第二十二号）に基づき、市と事業実施主体たる防衛省沖縄防衛局との間で協議が必要であり、市の同意なくして進められないものと思料するが、政府の見解を示されたい。その際、当該条例における根拠条文についても明らかにされたい。

2. 政府が、右項目1以外に名護市条例に基づく市長の許認可権限が及ぶ事項、あるいは国の機関（事業実施主体たる防衛省沖縄防衛局）との協議が必要な事項があるとの見解であれば、その全てについて条文を明示した上で列挙されたい。

三. 日米両政府が押し進める普天間飛行場の辺野古移設関連事業に関し、今後の手続きにおいて個別法や沖縄県条例に基づく県知事の許認可権限が及ぶ事項、あるいは国の機関（事業実施主体たる防衛省沖縄防衛局）との協議が必要な事項はあるか、見解を示されたい。その際、それが法律である場合は、法律名及び根拠条文並びに当該行政手続きが地方自治法に定める「自治事務」「法定受託事務」のいずれに該当するかについて明らかにされたい。なお、それが条例である場合は、条例名及び根拠条文について明らかにされたい。

四. 日米両政府が押し進める普天間飛行場の辺野古移設関連事業に関し、個別法や名護市条例に基づき同市長の許認可や同意等が得られなかった場合、地方自治法、行政事件訴訟法（昭和三十七年五月十六日法律第百三十九号）、行政不服審査法（昭和三十七年九月十五日法律第百六十号）、行政代執行法（昭和二十三年五月十五日法律第四十三号）などの各法律に基づき、名護市長を相手に是正の指示等を行う、あるいは何らかの不服申し立て手続き、訴訟を提起する、または名護市長から権限をはく奪するための特別措置法を制定するつもりか、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

普天間飛行場の辺野古移設に伴う名護市長の許認可権等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年二月三日

糸 数 慶 子

参議院議長 山 崎 正 昭 殿

普天間飛行場の辺野古移設に伴う名護市長の許認可権等に関する質問主意書

さる一月十九日に行われた沖縄県の名護市長選挙は、自由民主党の幹事長が応援に駆け付け、五百億円の振興基金構想を示したことからも分かるように、米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設の是非が最大の争点となった。選挙の結果、過去最大の四千票以上の票差をつけ、移設に反対する稲嶺進氏が再選された。移設反対の民意が示されたにもかかわらず、政府は移設を強行しようとしている。

よって、以下質問する。

一 政府は、名護市長選挙で示された移設反対の民意を重く受け止め、直ちに普天間飛行場の辺野古移設計画を撤回し、沖縄県外又は国外への移設を進めるべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

二 政府は、名護市長選挙で辺野古移設反対の民意が示されたにもかかわらず、選挙の翌日には辺野古移設のための埋立設計等の入札公告を行うなど、選挙結果を無視して辺野古移設を強行しようとしている。今後、政府は辺野古移設強行に向け、どのようなスケジュールで進めようとしているのか、その詳細を明らかにされたい。

三 稲嶺名護市長は再選に際して、政府の辺野古代替施設建設に対し、埋立てを前提としたいかなる手続や協議も全て断っていくと延べ、辺野古移設反対の強い意思を示した。他方、菅内閣官房長官は、記者会見において市長権限は限定されているので支障は生じないと述べたが、これはどのような趣旨か。民意の支持を受けた市長の意向を無視できるということか、政府の見解を明らかにされたい。

四 報道等によると、政府は、辺野古への代替施設建設に当たって、「①辺野古漁港隣接地への作業ヤードの設置に関する砂浜への工作物建設及び使用（占有）に関して、漁港漁場整備法第三十九条による港湾管理者の許可（又は協議）、②海浜の使用（占有）に関して、海岸法第七条による海岸管理者の許可、③普天間代替施設の建設作業に伴う護岸や防風林に対する工事に関して、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二條による補助金により取得した財産の処分申請、④キャンプ・シュワブ内の文化財調査に関して、文化財保護法第九十四条第二項及び第三項による、埋蔵文化財包蔵地における工事に当たっての工事を実施する国の機関等と市教育委員会との協議、⑤文化財保護法第五十四条及び第五十五条による名護市教育委員会によるキャンプ・シュワブ内の文化財調査、⑥普天間代替施設への専用水道の布設に関して、水道法第三十三条及び第三十四条による市長への申請、⑦普天間代替施設への航空機燃料タンクの設置に関して、消防法第十一条による危険物貯蔵所設置に際しての市長の許可、⑧普天間代替施設建設に際しての河川（美謝川等）の付け替え工事に関して、「名護市法定外公共物管理条例による工事施工者と市長との協議」の項目について、名護市長に対して許可、承認、協議等を求める必要があるとされている。①から⑦の項目について検討しているか明らかにされたい。また、これらの項目以外に政府が検討しているものがある場合には、明らかにされたい。

五 前記四において確認した項目（新たに政府が答弁したものを含む）について、それぞれが地方自治法上の自治事務又は法定受託事務のいずれに当たるかを明らかにされたい。

六 地方自治法第二百四十五条の五第二項の規定により、政府は、市町村の事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、都道府県の執行機関に対し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを当該市町村に求めるよう指示をすることができることとされている。前記四において確認した項目について、市長がいかなる手続、協議にも応じない場合、この規定に基づき、沖縄県に対して是正の要求等を行うこととするのか、政府の見解を明らかにされたい。

七 名護市長が是正要求に従わない場合においても、地方自治法上、法定受託事務以外は代執行等の措置は行うことができないと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

八 地方自治法第二百五十一条の七の規定では、市町村に是正の要求を行った各大臣は、当該市町村等が当該是正の要求に応じた措置を講じないときで一定の場合において、高等裁判所に対し、当該是正の要求を受けた市町村の不作為に係る市町村の行政庁を被告として、訴えをもって市町村の不作為の違法の確認を求めることができることとされている。名護市長が前記六の是正の要求に従わない場合、政府として、右訴訟を行うことを考えているのか、また、違法の確認が確定した場合の法的効果について、政府の見解を明らかにされたい。

九 地方自治法上、法定受託事務以外については、政府が、名護市長の権限に属する事項について、強制的に行わせることはできないと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。また、これら市長の権限に属する事項について、特別措置法を制定して国の権限として実施することについての政府の見解及び検討状況を明らかにされたい。

右質問する。